

県南広域振興局長告示第14号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成31年2月15日

県南広域振興局長 細川倫史

- 1(1) 道路の種類 県道
- (2) 路線名 北上和賀線
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
北上市和賀町岩崎27地割3番5地先から2番4地先まで	新	m 25.3~18.2	m 23.7
	旧	28.4~25.3	23.7

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部北上土木センター

イ 期間 平成31年2月15日から同年3月15日まで

- 2(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 284号
- (3) 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
一関市室根町折壁字梅木9番4地先から1番5地先まで	新	A m 11.3~10.2	m 51.0
一関市室根町折壁字梅木19番12地先から6番2地先まで		B 58.9~21.9	100.0
一関市室根町折壁字梅木19番12地先から1番5地先まで	旧	A 11.9~10.2	120.0
一関市室根町折壁字梅木19番12地先から6番2地先まで		B 58.9~21.9	100.0

- (4) 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 県南広域振興局土木部千厩土木センター

イ 期間 平成31年2月15日から同年3月15日まで